

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案要綱

金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ向けて資金を移動させるものの一部を資金移動業等の規制の対象とするほか、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等の措置を講ずる必要がある。このため、資金決済に関する法律の一部を改正することとする。

一 資金決済に関する法律の一部改正

1. 為替取引に関する規定の整備

債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ向けて資金を移動させるものの一部は、為替取引に該当するものとする。

(第2条の2関係)

2. 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法に関する規定の整備

(1) 履行保証人債務引受契約

資金移動業者は、履行保証人適格者との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人債務引受契約（当該履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに、当該資金移動業者が当該種別の資金移動業の利用者に対して負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の額を引き受ける旨の契約をいう。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとする。

(第45条の3関係)

(2) 履行保証人保証契約

資金移動業者は、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人適格者に対し、当該資金移動業の利用者との間における履行保証人保証契約（当該履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに、当該資金移動業者が当該利用者に対して負担する当該種別の資金移動業に係る為替取引に関する債務を保証する旨の契約をいう。）の締結の委託をし、当該委託に基づき当該履行保証人適格者と当該利用者との間で履行保証人保証契約が締結されたことを内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとする。

(第45条の4関係)

(3) 履行保証金弁済信託契約

資金移動業者は、信託会社等との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金弁済信託契約（当該信託会社等が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに信託財産を当該資金移動業者が当該種別の資金移動業の利用者に対して負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の弁済に充てることを信託の目的として、当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとする。（第 45 条の 5 関係）

(4) 供託命令

内閣総理大臣は、資金移動業の利用者の利益の保護のために必要があると認めるときは、履行保証人債務引受契約を締結した資金移動業者又は当該履行保証人債務引受契約の相手方等に対し、履行保証人債務引受額等を供託すべき旨を命ずることができることとする。（第 46 条関係）

(5) 履行保証金の取戻し

一の種別の資金移動業に係る履行保証金については、直前の基準日における要供託額（資金移動業者が供託しなければならない履行保証金の額をいう。）が、履行保証人債務引受額等の合計額を下回る場合についても、履行保証金を取り戻すことができることとする。（第 47 条関係）

(6) 履行保証金の還付

資金移動業者がその営む一の種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該種別の資金移動業に係る履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有するところ、履行保証人債務引受契約又は履行保証人保証契約に基づく債務の弁済をした履行保証人適格者が、民法第 499 条の規定により当該債権者に代位する場合については上記権利を有しないこととする。（第 59 条関係）

3. 暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令に係る規定の整備

内閣総理大臣は、公益又は利用者の保護のため必要かつ相当であると認める場合には、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができることとする。（第 62 条の 21 の 2 及び第 63 条の 16 の 2 関係）

4. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る制度整備

(1) 定義

「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」等、所要の定義を定めることとする。 (第2条関係)

(2) 登録制の導入

- ① 内閣総理大臣の登録を受けた者は、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者の登録を受けることなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者の委託を受けて、電子決済手段若しくは暗号資産の売買又は他の電子決済手段若しくは他の暗号資産との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者又は当該暗号資産交換業者のために行うことをいう。）を営むことができることとする。 (第63条の22の2関係)

- ② 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとする。 (第63条の22の3～第63条の22の9関係)

(3) 業務に関する規定の整備

- ① 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。 (第63条の22の10関係)
- ② 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者への情報の提供等、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととする。 (第63条の22の12関係)
- ③ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等を禁止することとする。 (第63条の22の13関係)
- ④ 電子決済手段仲介行為を委託した電子決済手段等取引業者及び暗号資産仲介行為を委託した暗号資産交換業者は、その委託を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を原則として負うこととする。 (第63条の22の14関係)

(4) 監督規定の整備

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関し、帳簿書類の作成、報告書の作成及び提出、立入検査、業務改善命令、登録の取消し等の監督規定を設けることとする。 (第63条の22の16～第63条の22の22関係)

(5) 認定資金決済事業者協会に関する規定の整備

認定資金決済事業者協会は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行うに当たり、この法律等を遵守させるための当該業者に対する指導等を行うこととする等、認定資金決済事業者協会に関する規定を設けることとする。

(第 88 条、第 91 条、第 92 条及び第 97 条関係)

5. 特定信託受益権に関する規定の整備

特定信託受益権の定義から、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることという要件を削除し、当該金銭の総額のうち預貯金により管理する額の当該金銭の総額に占める割合が一定以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を一定の国債証券等の債券の保有により運用するものであること等の要件を定めることとする。

(第 2 条関係)

6. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第 1 条関係)

2. 経過措置等

(1) 所要の経過措置等を定めることとする。

(附則第 2 条、第 7 条及び第 8 条関係)

(2) 資金決済に関する法律の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

(附則第 3 条～第 6 条関係)

(3) 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

(附則第 9 条関係)